

福祉教育
常任委員会

付託案件 10件

保育園の民営化条例案
は継続審査に

議案第49号

湖南省保育園設置条例
及び湖南省立認定こども園条例の一部を改正する等の制定について

令和2年4月より、

湖南省立阿星保育園、三雲保育園、水戸保育園、石部幼稚園、石部南幼稚園および菩提寺こども園の6園について、民間にその運営を移管することに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受けました。

主な質疑

民間へ移管する際の保育士の処遇が曖昧。保育士の立場に立てば、

選択肢は民間に移管される6園、公立園の4園のうちどこに希望するかであり、その時に、雇用条件、給与、報酬により決められるが、あまりにも差が生じることがあっては選択ができない。公平に選択できる条件になっているのか。市として責任を持つて対応しているのか。会計年度任用制度職員の給与は確定しているのか。確定していなければ、民間と公立の給与について比べようがない。会計年度任用制度職員の給与が確定しているのならば、民間の給与を比べて公平となっているか。民間の中で会計年度任用制度職員よりも低い条件があるというのは、保育士の処遇に対し市が責任を持つていないと言えない。移管される民間の中に株式会社

があるが、利益を求める企業に対して、利益が出なければ、人員削減などがおこることに ついては、どのように対応するのか。湖南省の保育行政について、子育て世代の親にとつては、民間移管であっても、市が責任を持つて保育行政を進めるべきで待機児童をなくしていくことや安心して保育園、こども園、幼稚園に預けられることが求められる。今回の審査では、現状の市の対応では曖昧さがあり、もう一度、民間4団体との協議をつめ、条例制定にふさわしい状況を作ることを求めて、継続審査とすることを決定しました。



議案第50号
湖南省家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
平成31年厚生労働省令第49号の交付を受け、連携施設の確保について経過措置等の改正を行うものとの説明を受けました。

全員賛成で可決

議案第51号

湖南省特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年内閣府令第7号、第8号の交付を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、確認基準の改正及び幼児保育無償化による副食費の徴収等について規定するものとの説明

主な質疑

を受けました。いずれも質疑はなく、2議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

全員賛成で可決

議案第52号
湖南省ひとり親等子育て応援手当支給条例を廃止する条例の制定について
ひとり親を含めた経済的困窮者世帯への支援施策が子ども年代ごとに展開され、保育の無償化も始まり、手当を非課税のひとり親世帯に支給するのではなく、必要な家庭に必要に応じて総合的に子育て支援を拡充、子育てしやすい環境を整え、ひとり親家庭の自立の促進に事業展開を図ることとし、事業を終了するといった説明を受けました。



この条例を廃止して、支援策を拡充しとあるが、具体的にどのような支援策を拡充するのかとの質疑に対し、中学校卒業時の支援として、3万円の支度金の支給、養育費の支払いのない方には、養育費保証利用補助金を新たに提案している。と答弁がありました。

全員賛成で可決

議案第72号から議案第77号は、財産の無償譲渡については、議案第49号の審査の結果から、関連する議案であるため、同じく、継続審査としました。